さいたま市水道局告示第１５５号

水道メーターの購入（その１４）外２件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和８年１１月２日

さいたま市水道事業管理者　小　島　豪　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件名及び数量

ア　水道メーターの購入（その１４）　２，６８４個（平型１３㎜・２５㎜）

イ　水道メーターの購入（その１５）　７６５個（平型５０㎜・７５㎜・１００㎜）

ウ　水道メーターの購入（その１６）　７６個（電子式５０㎜・７５㎜・１００㎜、電磁式１５０㎜）

⑵　納入場所

メーター倉庫　さいたま市中央区下落合４－１４－１４

⑶　特質等

入札説明書のとおり

⑷　納入期限

令和９年３月２６日

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「販売」、営業品目（大分類）「理化学機器」内の営業品目（小分類）「流量計・水道メーター」の資格で登載されていること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市水道局物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑹　入札説明書に示した特質等を有する物品を納入できる者であること。

⑺　納入する物品に係るアフターサービスを発注担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3　入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

⑴　交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/002/080/p118383.html

⑵　交付期間

公告の日から令和８年１１月２５日（水）まで

⑶　交付費用

無償

4　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

競争入札参加申込兼資格確認申請書

⑵　受付期間

告示の日から令和８年１１月２５日（水）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

⑶　受付場所

〒３３０－８５３２　さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　さいたま市水道局業務部管財課契約係

⑷　提出方法

持参又は郵送

5　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　さいたま市水道局業務部管財課

担当　契約係　電話　０４８（７１４）３０８０

⑵　交付日時

令和８年１２月４日（金）午前９時から午後４時まで

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において競争入札に付する購入物品ごとに返信用封筒（角形２号封筒又はこれに類する寸法のもの）に１８０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6　入札手続等

⑴　入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

㋐　１⑴アの物品　令和８年１２月１７日（木）午前１０時２０分

㋑　１⑴イの物品　令和８年１２月１７日（木）午前１０時３０分

㋒　１⑴ウの物品　令和８年１２月１７日（木）午前１０時４０分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　さいたま市水道局水道庁舎第一会議室

⑶　入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程（平成１３年さいたま市水道部企業管理規程第３４号、以下「契約事務規程」という。）第２２条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　入札保証金免除申請

ア　提出書類

入札説明書のとおり

イ　申請期間

３⑵に同じ

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年１２月１７日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑵イに同じ

⑹　落札者の決定方法

契約事務規程第２４条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　入札の無効

ア　契約事務規程第２７条に該当する入札

イ　内訳書の金額の合計が入札金額と一致していない入札

⑻　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　さいたま市水道局業務部管財課

電話　０４８（７１４）３０８０　ＦＡＸ　０４８（８３２）３３３６

⑼　業務を担当する課

さいたま市浦和区針ヶ谷１－１８－２　さいたま市水道局業務部給水装置課

電話　０４８（７８８）２７４９　ＦＡＸ　０４８（８３２）２８９９

7　契約手続等

⑴　契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、契約事務規程第６条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

8　その他

⑴　提出された確認申請書等は、返却しない。

⑵　入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、納品場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

⑶　契約条項等（契約事務規程等）は、さいたま市水道局業務部管財課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/004/index.html

⑷　詳細は、入札説明書による。

⑸　この契約は、立会人型電子契約の電子契約による締結を予定している。なお、電子契約の利用について同意がない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結する。